

南京国民政府の権力浸透の一側面

党基層組織からの視点

家近 亮子*

One Aspect of the Power Penetration of the Nanking Nationalist Government —The Viewpoint of the Basic Party Organization in the Kuomintang—

Ryoko IECHIKA

The main theme of this paper is to analyze the party organization—especially the most basic organization—in the Kuomintang [中国国民党・KMT] before its moving to Taiwan of the Nanking Nationalist Government. I think that this is connected with the elucidation of the penetration of the Nanking Nationalist Government into the Chinese district and masses.

The KMT had assumed the obligation of carrying out nation-building in accordance with the nation-building program of Sun Yat-sen [孫文] and by way of the political principle of the party known as “i t’ang chih kuo” [以党治国]. To do so, it was a matter of course to make party construction and the expansion and training of members of the party the top-priority issue. But within the KMT there was a power struggle between Chiang Kai-shek [蔣介石], who wanted to carry out

*いえちか・りょうこ：敬愛大学国際学部講師 中国政治

Lecturer in Contemporary Chinese Politics, Faculty of International Studies, Keiai University.

the nation-building according to the program and come into power to succeed Sun Yat-sen and a democratic group in the party who entertained apprehension about the personal dictatorship of Chiang Kai-shek and thought more of a collective leadership system and a “construction” than a “revolution.” For that reason, the party organizing law always changed and was instability.

The duties assigned to the Ch'üfenpu [区分部], which was the most basic organization of the system, changed from a “revolution” to a “construction,” and after that again from a “revolution” to a “resistance.” The method of organization also changed from “the way based on place of residence” to “the way based on occupation,” then to “the way based on place of residence.” And it changed from a public to a closed organization. Under this condition, the Ch'üfenpu step by step separated from the masses; especially in rural districts it had little foundation.

Chiang Kai-shek, who was discontented with such a condition, started to reform the party organization as soon as he was inaugurated as “Tsunghs'ai [總裁]” in March 1939. He made the Ch'üfenpu a mere shell and the Hsiaotsu [小組] the most basic party organization newly. In particular, by making it in the Hsiaotsu in Paochia [保甲] organization and administrative organ of the district he wanted complete a nation-building by the KMT. For the first time the KMT could make up a system to penetrate into rural districts.

But at this time the Sino-Japanese War was already starting, and the KMT had to support a wartime order. All party organizations and all members of the party were mobilized. So the foundation of the Hsiaotsu actually was not realized.

第1章 問題の所在

中国国民党の中国共産党に対する敗北の要因、もしくは中共の国民党に対する勝利の要因にはこれまで様々な仮説が出されてきた。すでに古典的とも言える「農民ナショナリズム説」⁽¹⁾、「土地革命説」⁽²⁾、その両者を批判する説⁽³⁾、そして国民政府の腐敗を原因とする説⁽⁴⁾等々である。しか

し、当時の中国の複雑な政治的社会的状況を考慮に入れると、その原因を1つに確定することは不可能であるように思われる。ただ、確実に言えることは、もし中国国民党がその党是どおりに「以党治国」を貫徹させ、社会の末端まで党権力を浸透させることができていれば、国民党の中国支配はより強固なものになり、対抗勢力である中国共産党の勢力の拡大を阻止することができたであろうということである。結果的に見ると、支配の不浸透もしくは不徹底が国民政府の大陸からの撤退という結果を招いた大きな要因となったことは事実である。

このような支配の不浸透の原因は、大別すると2つの側面に求めることができる。1つは国民政府自体が抱えていたいわば「権力内矛盾」に、もう1つは国民政府を取り巻く政治状況に根ざしたいわば「権力外矛盾」に求められる。前者の「矛盾」は、(1)イデオロギー的「矛盾」と、(2)中央及び地方における権力構造に基づく「矛盾」が代表し、後者の「矛盾」は、(1)日本の侵略と、(2)共産党を代表とする国内の対抗勢力との闘争がそれを代表する。

「権力内矛盾」に関して言えば、(1)の「矛盾」とは、孫文の国家建設理論そのものに内包されている「矛盾」とその実行段階で起きる矛盾である。孫文のいわゆる国家建設の「三程序」はそれ自体が非常に粗織りの理念であり、具体的方策を欠いていた。そのため、かなりの解釈の余地を残したのである。このような場合、権力の継承者がその解釈権を確立し、それに基づいた国家建設を推進するのが通例であるが、国民政府の場合、その権力の継承が党においては1937年まで確立されず、政府においては48年まで確立されないという状況が続いた。蒋介石は一貫して中央における権力の確立に挑戦し続けたが、常に反蒋介石派の大同団結の前にその目的を達成できずにいた。このような中央権力の不安定がイデオロギーの解釈の多様性を容認し、そのイデオロギー自体の曖昧さを増長したのである。

また、(2)の「矛盾」に関して言えば、中国国民党は制度的手続きを非常に重視する政党であったが、その基礎となるべき孫文理論の解釈の多様性は、その時々々の指導部の解釈によって制度化が転変するという事態を

引き起こし、結果的にこのことが中央権力を弱体化し、地方への権力浸透を阻害するようになった。このような状況のなかで、地方においては各地方の指導者がそれぞれに三民主義を解釈し、中央の指導と利益に反する独自の地方建設を推進しようとし、中央との「矛盾」を深刻化した。

「権力外矛盾」に関して言えば、(1)(2)の要因ともに、国民政府の人的・財政的・時間的・空間的資源を断続的に消費させ、最も深刻な時艱となっていた。これらの「矛盾」への対応は、時として国民政府の最優先課題となり、孫文理論に基づく国家建設プログラムの「程序」を狂わせていったのである。しかも、このプログラム達成の遅延、すなわち、訓政から憲政への移行の遅延は、国民政府を取り巻く政治環境に多くを起因するにもかかわらず、国民政府に対する恰好の攻撃目標となっていたのである。

このように、国民政府は国家建設段階で様々な困難を抱え、目標を達成する状況に恵まれなかったことは事実である。その客観的状況を考慮に入れたうえで、国民政府自身の政策の問題点を分析すると次の点を指摘することができる。(1) 軍政から訓政への移行が不完全であったこと。すなわち、全国の軍事的制圧を自らの軍事力では達成できず、地方の軍事指導者に委ね、地方自治(省自治)の常態的実行を容認した、「委囑型」統一を行ったことにある。このことは、訓政理論の基礎となっている中央指導による県自治の達成を不徹底なものにした。(2) 訓政時期、「以党治国」を謳いながら、中央権力の変遷のなかでその理念をも確立できず、本来その基礎となるべきであった党员と党組織に対する政策を有効に機能させなかったこと。この基層構成員の訓練と基層組織建設の不徹底は、訓政の不経を結果とし、憲政への移行をも不完全なものにしたのである。

特に(2)の党员と党組織の問題は、中国国民党の大陸における権力構造を分析するうえで、非常に重要な問題であると思われるが、これまでの研究においてはあまり重視されてこなかったように思われる。党员問題に関しては他稿で既述したので、本稿においては、組織問題を中心に分析する。その場合、党の最も末端の組織であった区分部と秘密裏に党员拡大を

担っていた党団、そして後に組織化の中心となった小組について、その役割の変遷及び組織化の実態に関して分析を試みる。

第2章 区分部の役割と組織化の実態

中国国民党において、党組織が整備されたのは、第1次国共合作からである。それまでは党組織に関する規定はほとんど制定されていない状況にあった。例えば、1919年10月10日公布された「中国国民党規約」には、党員に関する規定は以前より充実したものがみられるが⁽⁵⁾、組織に関する規定は、第3章「機関」に「本党は上海に本部を置き、全党の事務を総括して処理する」、「本党は国内及び海外華僑所在地に総支部、支部、分部を設置する。その総支部の設置場所は、本部の定める所とする」とあるのみで、詳細な規定はまったくみられない。これは、中国国民党が興中会から中華革命党に至るまで海外にその活動拠点を置き、国内においてほとんど組織的基盤を構築できなかったことと、孫文が党運営を自らの指命による人的配備で行おうとし、組織形成に無関心であったことに起因すると思われる。

正確に言えば党組織が中国国民党において整備されたのは、第1次国共合作成立直前の1923年11月11日、広州で開催された中国国民党広州市全体党員大会議⁽⁶⁾において採択された「中国国民党章程草案」⁽⁷⁾からである。この草案はコミンテルン代表ボロディンの指導の下、廖仲愷ら国共合作推進派が中心になって作成したもので、ソ連共産党の党組織の強い影響がみられる。そしてこのことは、国共分裂後も続いたのである。ここでは、下級党部は所属上級党部の管轄下にあること、それぞれの地方固有の問題は、所轄党部が自由処理する権限を持つことの二大方針が出された。中央集権と地方分権の併存である。党組織を概略すると、次のようになる。

中央

最高党部——全国代表大会——中央執行委員会

- ・全国代表大会は毎年1回開催
- ・全国代表大会の職権——（1）中央執行委員会及びその他中央各部報告の受領及び審議実行、（2）党綱及び章程の改修、（3）時事問題に応じた政策及び政略の決定、（4）総理・中央執行委員・中央執行候補委員・審査委員の選出
- ・中央執行委員会の職権——（1）対外関係を代表、（2）各地方党部を組織し、これを指揮する、（3）中央機関人員の任命、（4）中央機関各部の組織、（5）党費及び財政の支配

地方

省党部——全省代表大会——全省執行委員会

- ・全省代表大会は半年に1回開催
- ・省代表大会の職権——（1）省執行委員会及び省機関各部報告の受領及び審議実行、（2）執行委員並びに審査委員の選出
- ・省執行委員会の職権——（1）秘書処の組織、（2）全省に各地方党部を設立し、その活動を指揮する、（3）該省地方党部機関人員の任命、（4）省機関各部の組織、（5）党費及び財政の支配
- ・省委員会は毎月その活動報告を中央委員会に行う

県（市を含む）党部——全県代表大会——全県執行委員会

- ・全県代表大会は3ヵ月に1回開催
- ・県代表大会の職権——（1）県執行委員会及びその他県機関各部報告の受領及び審議実行、（2）県執行委員、候補委員及び審査委員の選出
- ・県執行委員会の職権——（1）日常党務を執行する書記1名の選出、（2）全県に各地方党部を設立し、その活動を指揮する、（3）県党部機関職員の任命、（4）県内党費及び財政の支配

区党部——全区代表大会若しくは党員大会——全区執行委員会

- ・区党部は郷村党員を包括する郷村全区委員大会を内包する
- ・党員大会あるいは代表大会は毎月1回開催
- ・党員大会あるいは代表大会の討議事項——（1）党員の入党問題、（2）区執行委員会報告の受領及び審議実行、（3）党員訓練の問題、不識字解決の問題、党費徴収の問題

区分部——区分部党員大会——区分部執行委員会

- ・区分部は党の基本組織を為し、県執行委員会の審査を経て、5人以上の党員を以て組織する
- ・区分部執行委員会は、3名よりなり、日常党務を執行し、隔週に1回開催
- ・区分部の職務——（1）党の決議の執行、（2）党員の募集、（3）区執行委員会進行の党務の補助、（4）党宣伝品の分配、（5）区大会、県大会、省大会、全国大会出席代表の選出

以上が中国国民党が初めて規定した党の正式な組織構造である。この他に党団が同時に組織されたが、党団については次章で分析する。ここからわかる組織上の特徴は、（1）中央は、地方党部の組織と指導を謳っているが、省・県党部には人事・財政にわたるかなりの自由裁量が与えられており、実質的には完全な分権に近いこと、（2）特に県党部には、党の基本的な職務（党員の募集・訓練、党費の徴収、党決議の執行）を実質的に行う区党部、区分部の基層党組織に対する監督・指導権が与えられ、最も重要な地位を占めていること、（3）下部党部にいくほど党員の負担が増大し、ほとんど党務に専念する必要性を迫られているということ、そして（4）この組織構造は、基本的には区分部からの積み上げ方式を理念型としており、基本単位である区分部の成立を不可欠な条件としていることである。

この組織法が実質的に機能するためには、次の政治的・社会的条件が必要となる。すなわち、区分部設立のために社会の末端まで国民党が認知され、浸透すること、全国的に党員をリクルートする手段を党が確立していること、党務に専念する党員を党が養成できること、そして中央主導の県自治を確立していることである。これらの条件を欠けば、本組織法が十分

に機能しないことは明らかである。すなわち、これはソ連共産党の組織法に倣ったものだが、連邦制で、基本的に地方自治を容認せざるを得なかったソ連の国家構造に根ざしたものであり、また、ロシア革命を成就させ、社会に認知されていた党の組織法でもあった。中国国民党には、とりわけ孫文にはそれまで組織に関する関心と経験が欠如していたために、既存の組織法を導入せざるを得なかったものと思われる。しかし、これが国家建設において中央集権を目指す訓政理論と矛盾することは明らかである。本組織法は、県自治完成後の中国にこそ適合するものであり、県は言うまでもなく、県以下レベルへの権力浸透がほとんど未完成であった時期には機能しないことは十分に予測可能であったはずである。

例えば、1926年10月に発表された中国国民党中央組織部の調査によると、全国25省の内、正式省党部が成立していたのは、半数の13省にすぎなかった⁽⁸⁾。このなかで、辺境でほとんど国民党（当然国共合作下のであるが）の勢力が浸透していなかった省を除く各省——江蘇、浙江、湖北、湖南、江西、広東、広西、河北、山東——の9つの省の組織状況は第1表のとおりである。

ここからは、次のことが言える。（1）広東、広西の2省を除いて、総人口に対する党員の割合は、0.1～0.01%、すなわち人口1,000人から1万

第1表 中国国民党党勢表（1926年）

| | 江蘇 | 浙江 | 湖北 | 湖南 | 江西 | 広東 | 広西 | 河北 | 山東 |
|---------------|-------|-------|--------|--------|-------|---------|---------|-------|-------|
| 省内全県数 | 61 | 75 | 68 | 76 | 81 | - | - | 129 | 107 |
| 正式県党部数 | 14 | 6 | 34 | 38 | 13 | 88 | 92 | 13 | 12 |
| 区党部数 | 150 | 9 | 250 | 268 | - | 316 | - | 66 | 73 |
| 区分部数 | 480 | 30 | 1,005 | 1,288 | - | 1,937 | - | 244 | 266 |
| 省内総人口 (万人) | 3,400 | 2,050 | 2,650 | 3,140 | 2,050 | 3,220 | 1,380 | 3,100 | 2,850 |
| 省内総党員数 | 3,225 | 3,200 | 30,000 | 33,400 | 1,700 | 156,915 | 128,394 | 5,300 | 4,500 |
| 工会数 | 3 | 7 | 1 | 18 | 17 | - | 104 | 15 | 16 |
| 農会数 | 13 | 3 | 1 | 13 | 10 | - | 809 | 8 | 6 |
| 商会数 | 6 | 2 | 2 | 1 | 1 | - | 2 | - | - |
| 学会数 | 4 | 2 | 1 | 32 | 10 | 3 | - | 10 | 8 |

（出所） 内政部統計司編『民国十九年各省市戸口調査統計報告』、1931年、及び「中国国民党の研究」（2）第1表「国民党省市党部統計」『東亜』第14巻第6号、1941年。

人に1人という極めて低いものであったこと、(2)ほとんどの省で正式
県党部成立の割合は、50%以下であり、1割に満たない省もあったこと、
(3)組織法の規定に近い形で党組織が成立していたのは、湖北、湖南、
広東の3省であるが、これらの省は共産党の強い指導下にあったため、国
共分裂後はこれらの組織は共産党の下で再編されていたこと、そして、
(4)広西、河北、山東の国民党勢力浸透の弱かった省における組織化は、
工会、農会等の既存の組織を「組織ぐるみ」で加入させることで党員を確
保していたため、必ずしも後に国民党の組織とはならなかったことである。

結論的に言うと、中国国民党は国共合作においてソ連共産党の党組織を
踏襲し、組織法を規定したが、組織化を自ら行う手段に精通していなかつ
たため、その果実をかえって国民党の対抗勢力へと再編されていくことと
なった。例えば、南京国民政府の北平市指導委員会宣伝部長であった李遠
大は、1927年以前の河北省の党務状況を次のように説明している⁽⁹⁾。すな
わち、「第二次代表大会から清党まで、本党の宣伝工作はほとんどすべて
共産党に操られ、共産党のいうところの階級闘争理論に翻弄されて」きた。
このような状況の下、国民党は自らの党義の宣伝を行うことができなかった。
したがって国民党にとって、宣伝工作の経験は浅くその蓄積もない。
今後「党の宣伝は、地方行政と一体化」すべきであり、「全党員を総動員
して、深く農民・労働者のなかに入り、三民主義の早期実現」を達成しな
くはならない、というものである。李遠大の説明によると、国共合作下
の北京及び河北省の党工作は共産党に独占され、国民党はほとんど活動で
きない状況にあったのである。

さらに李遠大は数日後、より詳細な党務報告を行っている。そこでは、
国民党の訓政理論といわゆる「一党専制」「階級専制」とは異なることが
強調された。「一党専制」と「階級専制」の精神と目的は、「政権を一党あ
るいは一階級に帰することにある。本党の精神と目的は、実際に政権を全
国民に付着させること」にあり、「前者は専制的であり、後者は民主的であ
る」と説明した。李は、共産党と国民党が根本的にその政治綱領を異に
していることを説明し、共産党が国民党の名を借りて自らの政策の宣伝工

作を行い、民衆の動員と組織化を行ったことを強く非難し、国民党が、北京政府及び軍閥の妨害と共産党の「曲解と破壊」によって、北方において党務工作をまったく展開できなかった状況を説明した⁽¹⁰⁾。

このような状況は、国民党の強い影響下にあった地域⁽¹¹⁾——浙江、江蘇、甘肅——を除く多くの地方でみられた。国民党中央は1927年の分共後、現状を打開するため、積極的に組織化に取り組みだす。このなかで最も重視されたのが区分部の建設であった。国民党は27年6月に『区分部執行委員須知』を出版し、党員に配布した。ここには、(1)「我々は区分部が基本組織であることを十分に認識し、党の組織を強固にし、党の勢力を拡大したいと願うならば、唯一とるべき途は『区分部まで行け!』にある」こと、(2) 区分部は党員を訓練する学校であること、(3) 区分部は大衆の中の核心であること、そして、(4) 区分部は党員工作进行を監督する機関であることが謳われていた。そこでは、「区分部なきところ党員なし、党員なきところ党なし」という基本原則が確認されたのである⁽¹²⁾。また、区分部には党員の思想、人格はもとより、家庭状況、経済状況に至るまでの全情報を把握する義務が課せられ⁽¹³⁾、逆に党員には区分部における党活動を生活の一部に組み込むことが要求された⁽¹⁴⁾。そして、区分部は党の意見の発源地とされ、それが中央へと到達することが規定された⁽¹⁵⁾。

ここには、区分部に与えられる工作の強化がみられる。(1) 党の決議の執行——上級党部決議の絶対的執行の義務、(2) 党員の募集——大衆の中に深く入り、自覚し、明晰で努力を惜しまない革命的分子を吸収する努力、(3) 区執行委員会の党務進行への補助——区党部は区分部が十分に機能していなければ成り立たず、区分部の努力にすべてを依存、(4) 党の宣伝品の分配——宣伝部は党員の訓練と対外宣伝の両方を担う、そのために宣伝部は各種宣伝品及び刊行物を製造する。区分部はそれらの宣伝品を効果的に分配する役割を担う、(5) 党への寄付金の収拾、発行物・記念写真・党章等の販売——各地方党部の経費は本来ごく僅かであり、区分部の経費も不足しがち。これらの活動による収入の確保は極めて重要、(6) 区大会・県大会の出席代表の選出及び省大会・全国代表大会の出席

代表の初選の義務、(7) 上級機関の命令の執行——下級党部は上級党部に絶対的に服従しなくてはならない。上級党部の命令に対して、下級党部には考慮の余地が与えられない⁽¹⁶⁾。

ここからは、次のことが言える。まず初めに、党の運営はその基層組織である区分部の活動に大きく依存しており、区分部がなければ、それ以上の組織化は理論的に不可能であること。しかし、その活動はすべて「自助努力」にかかっており、人的・経済的面でかなりの負担を強いられていること。そして、それにもかかわらず上からの命令には絶対的に服従する義務を強いられていることである。中国国民党の組織化が下からの積み上げ方式を理念型としようとしたことは十分に理解できるが、実際にこれを機能させることにはかなり困難を伴ったことがわかる。なぜなら、北伐完成時においても中国国民党の全国への浸透は達成されておらず、組織化に関しては制度のみが先行し、実質が伴わなかったからである。

しかし、それにもかかわらず、中国国民党は1928年の10月南京国民政府の全国政権化に向けてさらに制度を整備し、党組織法も充実させた。以前と変化した点は以下のとおりである。まず、区分部組織法では組織化には5人以上の党員を必要とすること、党員は必ず区分部に加入しなくてはならないことなどが再確認されたが、大きな変化はみられない。これに対して、区党部には県党部に隷属する義務が課せられ、その成立には区分部3個以上が必要とされた⁽¹⁷⁾。組織化の積み上げ方式の明文化である。最も変化がみられるのが県党部組織法である。県党部には訓政施行に先駆け、「一県の最高機関」としての地位が与えられ、「県政府もまた県党部の指揮を仰ぎ、県党部の管轄を受ける」ことが規定された⁽¹⁸⁾。これは党の政府に対する優位性を地方レベルで制度化したものである。また、県党部の成立には区党部3個が必要とされた⁽¹⁹⁾。すなわち、1県党部の成立には理論的には9つの区分部と最低で45人の党員を必要とした。しかし、全国レベルでみると、この数値をも満たすことができなかった県が8割以上に達していたのである⁽²⁰⁾。例えば、国共分裂後組織化が急速に進められた河北省の場合でも、全省129県⁽²¹⁾の内、規定どおりの党員数を満たし

て正式に成立を認められた県（市）党部は70であり、設立率は54%であった⁽²²⁾。この現状からしても、中国国民党の当面の最大の課題が県以下レベルの党組織建設にあったことは明らかである。

以上のような区分部から区党部、県党部に至る党組織の積み上げ方式に対して、省党部にはこの規約は適用されない。省党部には下部組織の成立を見ずに、成立していた場合も多かったのである。県党部はその活動の状況を省党部に報告する義務は持っていたが、ほぼ完全な自治権を与えられていた。この時期、国民政府においては省権力は北伐過程で国民革命軍に参加した地方の軍事指導者たちによって独占されている場合が多く、彼らは省長と省党部主席を兼任する場合が多かった。中国国民党中央は、県党部に地方権力を賦与することによって、中央権力の地方への浸透を図ったのである。当然、ここからは省と県との乖離という問題が生じてくるのである。

以上述べてきた党組織の積み上げ方式を貫徹するために、国民党が最も重視したことは、訓練による「良好な党员」の育成と区分部活動の充実化であった。当時、「良好な党员」を育成するためには、党员の「革命化・団体化・規律化・系統化・民衆化」が必要とされた。思想面においては、「革命的人生観を確実に身につけ、革命的情緒を向上」させることが最も重要とされたのである⁽²³⁾。すなわち、建国当初の国民政府においては、国共合作期同様、党员の任務の第1は「革命」にあったのである。当然、区分部に与えられた任務もこれに準じる。区分部執行委員会には、「担当地域内のあらゆる大衆の状況を調査し、革命分子を吸収する方法と措置」を講じることが要求された⁽²⁴⁾。当然、党员募集の第1条件もまた「革命」にあったのである。

中国国民党は、これを貫徹するために区分部に宣伝工作を遂行させる指示を与えている。当時の宣伝工作は、（1）文字宣伝——定期刊行物及び不定期刊行物による、（2）芸術宣伝——（絵）本、劇、音楽、映画による、（3）出版機関への働きかけ、（4）文化機関への働きかけの4方面にわたった。また、講演会の開催も奨励されたが、實際上の政治問題に関し

ては、判断の基準を「三民主義を實踐するか」「三民主義に違反するか」に置くように指示が与えられた⁽²⁵⁾。

しかし、周知のように三民主義は政策決定の具体性を欠き、解釈の多様性を容認する理論であった。河北省のある党務整理委員会の宣伝員は、三民主義の理論と実践において、「誤解と曲解」があれば、党は末端において小派閥に分裂し、「悪化と腐化」の傾向を生みだし、「革命の連合戦陣を分離させる」ことになるとの警告を発している⁽²⁶⁾。この警告は単なる杞憂ではない。現に北伐過程で国民党に参加した地方の軍事指導者たちは、それぞれの三民主義解釈を政策決定要因としていた。例えば、馮玉祥は三民主義を西欧型民主主義と解釈し、孫文の建国大綱を省自治容認（既存の）理論と解釈した⁽²⁷⁾。閻錫山の山西省においては、三民主義の「民族主義」を民族自決の主張と解釈し、「我々は西藏の独立を尊重する。我々は西藏の自由を尊重する」と述べている。また、三民主義を国家主義と対峙する理論と解釈し、国家主義反対のための理論的根拠とした⁽²⁸⁾。当然、これは中央集権化への対抗理論として採用されたのである。

また、中央政治會議武漢分会主席に1928年10月に就任した李宗仁は、就任と同時に完全な自治を主張し、「独立」とも言えるような地方権力を制度化した「中央執行委員會政治會議暫行條例」を公布した⁽²⁹⁾。また、「中央政治會議武漢分会訓令」を発し、「自治準備の先決条件」として、「自治模範県設置」を提案した⁽³⁰⁾。これを実行するため、中央とは別に戸口調査を行い、独自の地方建設に着手する⁽³¹⁾。教育の充実、民衆の組織化を行い、三民主義によって「革命の真意を知らしめる」重要性を主張したが、その内容は、孫文理論に対する独自の解釈に拠ったのである⁽³²⁾。

さらに、湖南省においては、具体的に地方建設が開始されていた。1928年夏、同省では「湖南省建設計画委員会組織條例」を發布し、省内の建設状況の調査、建設に関する調査研究が行われることとなった。そのために、建設計画委員が選出されたが、委員の資格は以下のように規定されている。

- (1) 国内外の専門以上の農砵工商交通各学校を卒業し、経験を有する者、
- (2) 国内外の各種建設事業で著名な者、あるいは著述家、
- (3) 建設庁秘

第2表 湖南省建設計画委員人物表

(履歴等は1928年現在)

| 人名 | 出身地 | 学歴 | 現職 | 革命歴 | 年齢 |
|-----|-------|--------------|---------------|-----|-----|
| 楊景輝 | 湖南省長沙 | 東京帝国大学 | 国立北京農科大学教授 | なし | 42歳 |
| 劉廷芳 | 湖南省長沙 | コロンビア大学 | 湖南公立商業専門学校教員 | なし | 28歳 |
| 何熙會 | 湖南省—— | 東京帝国大学 | 湖南官磁署校正大新官銅磁長 | なし | — |
| 李杜韓 | 湖南省甯遠 | 大阪高等工業学校 | 湖南兵工廠長鉄工廠工務科長 | なし | 47歳 |
| 陳時昊 | 湖南省常德 | 東京帝国大学 | 湖南大学農科教授 | なし | 40歳 |
| 李 裕 | 湖南省桂陽 | 大阪高等工業学校 | 漢冶萍公司股東代表 | なし | 39歳 |
| 成希文 | 湖南省湘鄉 | 東京高等工業学校 | 省立職業学校校長 | なし | 39歳 |
| 蘇尚述 | 湖南省湘潭 | 北平農業大学 | 北平農商部技工 | なし | 30歳 |
| 李維同 | 湖南省郴県 | マサチューセッツ工科大学 | 京漢鐵路管理局局長 | なし | 42歳 |
| 魯觀由 | 湖南省常德 | 東京商科大学 | 北京国立法政大学教授 | なし | 30歳 |
| 童啓林 | 湖南省長沙 | 湖南高等実業専門学校 | 晉北權運局代理局長 | なし | 38歳 |
| 李大琮 | — | — | 湖南省長沙市政籌備科長 | — | — |
| 彭維基 | — | 東京帝国大学 | 漢冶萍公司工程師 | なし | — |
| 蔡 湘 | — | — | — | — | — |
| 載修麟 | 湖南省常德 | 大阪高等工業大学 | 桃源鈹務分局局長 | なし | 36歳 |

(出所) 『中央政治会議武漢分会月報』(「指令」) 第1巻第3期, 1928年9月, 32-37ページ, 及び徐友春主編『民国人物大辞典』, 河北人民出版社, 1991年。

書科長以上の豊富な学識を持つ職員、(4)建設庁所轄各機関長、あるいは学識経験者。ここでは、明らかに高学歴のテクノクラートの採用が謳われている。この規定によって、選出された委員15名の履歴は第2表のようである⁽³³⁾。

この表からは、湖南省においては、省建設を省出身者によって行わせようとしていたこと、革命歴のまったくないテクノクラートを採用し、建設にあたらせようとしたこと、そして彼らは当時の中国においては留学歴のあるエリートであったことがわかる。

すなわち、以上述べてきたことから、地方においては1928年10月の南京国民政府の全国政権化の時点で、いっせいにそれぞれの省独自の地方建設が行われようとしていたことがわかる。そして、この建設は「革命」とは異なった次元で自律的に行われようとしており、またそれを行う素地も醸成されていたのである。当然この地方による自律的「建設」状況は中央集権を志向する国民党の訓政理論と矛盾することになっていく。

このような趨勢は、国民党の党組織形成にも反映されている。民国18年の『中国国民党年鑑』の「各省市党部組織工作概況」によると、組織形成

第3表 中国国民党党勢表 (1929年)

| 省名 | 省内総 県数 | 正式県 党部数 | 区 部 分 数 | 省内総人口 | 省内総 党員数 | 省内組織化状況 |
|-----|-----------|------------|------------------|--------------|------------|-------------------------------------|
| 江 蘇 | 61 | 61 | 826 | 34,125,857 | 14,738 | 各県に規定どおり組織化完了 |
| 浙 江 | 75 | 57 | 322 | 20,642,701 | 12,530 | 順調に組織化進行中 |
| 湖 北 | 68 | - | - | 26,699,126 | 16,080 | 規定どおり組織化完了の県は15県 |
| 湖 南 | 76 | - | - | 31,501,212 | 20,958 | 共産党勢力強力の為、正式党部未成立 |
| 江 西 | 81 | - | - | 13,365,752 | 20,881 | 党務紛糾し、組織化立ち後れ |
| 広 東 | - | - | - | * 32,500,000 | 62,775 | 組織化は着手されたばかり |
| 広 西 | - | 30 | 93 | * 13,800,000 | 7,199 | 規定どおりの組織化は6県のみ、その他は区分部未成立 |
| 河 北 | 129 | 70 | 104 | 31,232,131 | 17,128 | 組織化は健全に進行中 |
| 山 東 | 107 | 46 | - | 18,144,899 | 7,129 | 中央に公然と反抗、組織化を阻害 |
| 河 南 | 58 | 58 | 629 | * 30,000,000 | 8,060 | 組織化は順調に進行中 |
| 山 西 | 105 | - | - | 12,228,155 | 8,047 | 党務指導員の派遣による組織化進行中 |
| 安 徽 | 60 | 20 | - | 21,715,396 | 11,961 | 複雑な情勢の為党務進行は非常に困難 |
| 四 川 | - | - | - | * 48,000,000 | 77 | 中央に反発、内紛、組織化不能 |
| 福 建 | 64 | - | - | 7,234,266 | 7,569 | 党務状況極めて複雑、正式党部未成立 |
| 陝 西 | 91 | - | - | 11,802,446 | 1,076 | 内紛の為、党務停頓、組織化立ち後れ |
| 甘 肅 | - | 41 | - | * 6,100,000 | 3,576 | 短期間に組織化進行中 |
| 貴 州 | - | - | - | * 15,000,000 | 451 | 正式党部未成立 |
| 雲 南 | - | - | - | * 13,800,000 | 509 | 内紛により党務全般に停頓 |
| 綏 遠 | 17 | 7 | - | 2,123,768 | 1,787 | 組織化は健全に進行中 |
| 察哈爾 | 16 | 8 | - | 1,997,012 | 963 | 共産党勢力強力な為組織化は準備段階 |
| 遼 寧 | 58 | - | - | 15,233,123 | 1,675 | 東北易幟の前は、党務は秘密工作の 為、全省160県中正式党部なし |
| 吉 林 | - | - | - | * 7,800,000 | 739 | |
| 黒龍江 | 52 | - | - | 3,724,738 | 365 | |
| 熱 河 | - | - | - | * 6,200,000 | - | データなし |
| 新 疆 | 64 | - | - | 2,551,741 | - | |

(出所) 内政部統計司編『民国十九年各省市戸口調査統計報告』1931年、及び『中国国民党年鑑(民国十八年)』。各省の人口の内、*のあるものは、「民国十七年各省人口比較図」からの推計による。

の実態は第3表のようであった。

この表からは次のことが言える。

(1) 国民革命期に国民党の勢力が強かった広東・広西・湖南・湖北の4省は、国共分裂後は国民党勢力下には入らなかったため、国民党の組織化は進展せず、党員の激減がみられたこと。これは、国共合作下における党の組織化が共産党の指導の下に行われたことを証明する1つの現れであるとも言える。(2) 組織化が健全に行われていると報告された江蘇・浙江・河北・河南・山西・甘肅・綏遠省のうち、河北・河南・山西の華北3省は、

「委嘱型」統治の典型的地域であり、国民党の直轄統治には至っていなかった。そのため、真に直接的統治を行えた省はわずかに江蘇・浙江・甘肅・綏遠の4省にすぎなかったこと。そして、(3) 制度化の理念型である下からの積み上げ方式は、ごく一部の地域を除いてまったく機能していなかったこと。現実には省党部、県党部からの組織化、すなわち上からの組織化が実行されることがほとんどだったのである。このことは、党務指導員が派遣されたのがまず県党部であったこと、及びその報告からも確認できる⁽³⁴⁾。

この時期、国民党は訓政開始による県行政確立の必要のため、県党部の成立を急務としたが、それにより組織化の大原則は無視されることとなった。ここに、国民党の権力浸透が県どまりとなり（それすら不完全であったが）、それ以下のレベルにまで到達できなかったことの大きな要因を見出すことができる。

ここから言えることは、中国国民党における大衆動員は、党の組織化の過程によってはほとんど達成することができず、党の組織化は大衆から遊離する形で進行していったということである。この傾向は、中国国民党中央の権力構造の大転換によって、ますます強くなっていったのである。

第3章 党団の成立と役割

1923年11月12日に開催された臨時中央執行委員会は、「中国国民党改組宣言」を発表し、党綱と章程の草案を決定した旨を伝えた。「宣言」によると、党綱と章程は「党員の権利と責任を明白に表示した」ものであり、「党の法律」であり、「党員の工作と行為を管理」するための党章とされた⁽³⁵⁾。このような党規約の整備に対する意欲は、それまでの国民党にはみることができなかったことであり、国共合作が国民党に与えた1つの影響と言える。

党団は、このときの党規約整備の過程で新たに導入された組織である。章程の草案の発表と同時に、謝英伯⁽³⁶⁾が「党団の効力及び運用」という

記事を発表し、その重要性を訴えている。それによると、党団に関する1項は改組会議において提出された議案の1つであり、国民党内部ではまったくこれまで認知されていなかったものである。謝は、党全体で「その効力を認知し、運用には党全体であたる」ことが、これからの党の命運を決定すると主張した。謝によると、党団組織は自然発生的であるべきで、外からの圧力で組織するものではない。党団は「無形の団結」を旨とし、「工会・工場・学校・軍隊において、労働者・工場労働者・教員あるいは学生・兵士のあいだに組織されるもの」である。この場合、党員は若干名いれば充分とされる。党員は各職場で「同業意識と利害一致の感情」、すなわち「同志の感情」を醸成させることで、「自然的結合を謀る」ことに注意し、決して「後方の党」を意識させてはいけないとされる⁽³⁷⁾。

党団に関する最初の規定は、この臨時中央執行委員会において採択された「中国国民党章程草案」の第11章「国民党党団」の項にみることができる。内容は以下のとおりである。

第59条 秘密、公開、あるいは半公開の非党団体——工会、倶楽部、会社、商会、学校、市議会、県議会、省議会、国議会の如き——内にあって、本党党員は須く国民党党団を結成し、非党団体中に本党勢力を拡大し、並びにその活動を指揮すべしこと。

第60条 非党団体中において、本党党団の行動は中央執行委員会の詳細規定にこれを由ること。

第61条 党団は、須く所属党部執行委員会の指揮及び管轄を受くべきこと。省議会内の党団は該省党部執行委員会の指揮及び管轄を受け、国議会内の党団は中央執行委員会の指揮及び管轄を受け、工会、倶楽部等団体内の党団は該地党部執行部の指揮及び管轄を受ける如くである。

第62条 執行委員会内で各党団間の意見が不合一の時は、須く連合会議を開催してこれを解決すべきこと。解決できない時は、上級委員会に報告し、決定を得る。上級委員会の決定が未定の間、党団は須く所属党部執行委員会の議決を執行すべきこと。

第63条 党団内の個人党員が党団の許可を得た時、所在活動の団体内で

職を得、並びに彼職を転任するを得る。国会内の党団の委員が閣僚の職を得るとき、必ずまず所属党団及び中央執行委員会の許可を得なくてはならない。

第64条 党団内では須く職員を選挙し、幹部を組織し、党務を執行すべしこと。

第65条 活動の団体における一切の議題は、須く本党政策略に基づき、まず党団内で討論し、以て各問題に対して採るべき政策を決定する。所定の政策はその上で該団体の議場において、一致して主張及び表決される。党団は活動の団体内において、須く一致及び厳密な組織を有し、各種の意見は党団の秘密会議中に発表することができる。但し、外部に対しては一致した意見と行動を有すべきである。これに違反したときは、すなわち党の規律に違反したとみなされ、須く党の処分を受けるべきである。

第66条 党員で議会にいる者は、須くまず自ら議会に対して辞表を用意し、所属党部執行委員会に預けるべきである。党の規律と大いに違反したときは、その辞表は直ちに党報上で発表され、並びに本人は該会議を離脱しなくてはならない⁽³⁸⁾。

このような規定は、明らかに既存の政権下（北京政府）における非合法組織拡大のための秘密工作の手法を説いたものである。党団は本来共産党のオルグの基盤となったものであり、非党団体における党員の獲得と非明示的手法による主義の普及を最大の目的としていた。

中国共産党において、「党団」の文字が党の公式文書に登場するのは、1924年後半からであるが⁽³⁹⁾、22年夏にはその実体的内容が認められる。この時点では、「守旧の行会と資産階級」が組織した「団体、倶楽部、学校等に共産党は活動を進行させ、そのなかに小団体を組織」しなくてはならないとある⁽⁴⁰⁾。ここには明らかに党団の基本工作をみることができる。すなわち、共産党においては結党当初から党団活動による組織拡大と党員の獲得が行われていたと言える。共産党は国共合作において、党の組織構造の方法論を国民党に伝授したが、独自の組織拡大を放棄したわけではな

かった。

共産党の初期の党団工作の実態は、「回憶大革命前後の寧波党団活動情況」⁽⁴¹⁾「安徽省党団の建立と活動」⁽⁴²⁾「安慶党団活動の断片」⁽⁴³⁾「安慶党団活動概況」⁽⁴⁴⁾「廈門早期党団組織帰属問題の研究」⁽⁴⁵⁾等の地方の工作人員による回想録及び研究である程度明らかにされる。それによると、共産党における党団活動は国共合作下で活発化する。彼らに与えられた任務の内でも共通するものは、「国民党左派の勢力を発展させる」⁽⁴⁶⁾ことにあった。彼らは国民党左派の組織に大量に加入し、マルクス・レーニン主義を宣伝していく。彼らの任務はイデオロギー的に国民党左派を限りなく共産党に近づけることにあった。すなわち、この時期の共産党の党団工作の最大の標的は、国民党左派にあったのである。

中国共産党は1925年2月、「組織問題決議案」を採択したが、そのなかで「我が党は国民党及びその他の政治性を有した重要団体中に党団を組織し、中から該党と該団体の活動を支配しなくてはならない」と述べ⁽⁴⁷⁾、党団の役割を明確にした。また、26年9月の「組織問題決議案」になると、党団工作の規定がより明確にされている。それは、以下のようである。(1) 党団の役割は、党の政策を実現することにあるが、加えて工会、農会、学生会及び各種社会団体のような各種非党組織への党の影響を強くすることにある。……党団の組織は1つの独立した単位でも、あるいは1つの自発的系統でもなく、党の組織に付随し、各級の党機関の下に成立し、その管理を受けるものである。……党団の性質は多分に臨時的なものであり、常に変動的なものである……。 (2) 党団の工作は、党の意見を代表し、党の政策を貫徹するものであり、そのなかに各分子の単独意見は存在しない。(3) 過去の党団工作の欠点ははなはだ多く、党団の意義も未だ明らかではなく、党の第2組織の傾向を有している。これらの欠点は極力改正していかなくてはならない⁽⁴⁸⁾。

以上の共産党による党団規定は、国民党のものに比べて、かなり規律が厳しいが、柔軟性もあることがわかる。実質上の党団活動は「独立単系」であり、臨機応変であった。また、地域密着型の組織作りをしたために、

党団員の間には「同心同徳」の関係が構築され、「共同の生活、共同の言語、共同の理想、共同の目標をもつことで、必然的に共同の戦闘、共同の組織、共同の指揮部を生み出していった」のである⁽⁴⁹⁾。すなわち、まさに「同志の感情」を創出するのに党団は大きな役割を果たしたと言える。このため、党団組織は「大革命時期……労農大衆運動の大いなる展開」を推進したのである⁽⁵⁰⁾。

このような共産党における「党団の効力」は、国共合作下の国民党にはみることができなかった。なぜなら、この時期国民党の組織形成は主に国民党左派の指導下にあったが、既述したようにここには共産党員が多数加入し、実質的活動を取り仕切っていたからである。共産党工作員の回想のように、党団は国民党左派のなかでの共産党員の増殖に役立っていった。そして、党団工作の果実は国共合作を通して共産党の手へと落ちていったのである。

中国国民党において、党団に関する独自の解釈が発足するのは国共分裂後である。国民党は党団の意義を「農民・労働者・学生・商人・婦女のような重要な組織及び各種の政治社会団体における三民主義の実現」に集約させた。また、党団の役割を「党の勢力の拡大……党団を中心とした大衆における党の力量の発展」「大衆団体の活動の指揮……各種大衆団体連合のための指揮官としての党団」に規定し、党団の役割強化を強調した。そして、「党員の大衆における活動は、党の利益と活動に副うものであり、個人の利益と活動の為のものではない。それは、大衆の党に対する信仰を増すものでなくてはならない」として、国民党自体への大衆の動員を訴えた⁽⁵¹⁾。これは、国共合作下ではみられなかった主張である。国民党独自の党団活動は、1927年夏からようやく開始したと言えるのである。

しかし、国民党は1928年10月になっても、党団組織法を24年の「中国国民党総章」⁽⁵²⁾のまま引き継いでいた。すでに消滅していた「国会」等の文字をそのままに残して、である⁽⁵³⁾。ここには国民党の党団に対する制度化の立ち後れが如実に現れている。国民党において、このことが問題とされたのは、29年秋になってからである。「党団組織通則」は、中央組織部

の提議により第50回中央常務会議において、「現在の情形に合致しない」との理由でようやく廃止された⁽⁵⁴⁾。その後、新たな党団組織法の制定は長い間みられなかったのである。

第4章 区分部の役割変遷と小組の成立

南京国民政府の成立以来、国民政府中央には2つの路線対立があった。当然この対立には権力をめぐる抗争が複雑に絡んでいた。この2つの路線のうち一方は、自らの権力を軍事のみに限定されることに甘んじられない蒋介石が、孫文の国家建設理論を忠実に具現化することで、孫文の後継者として、合法的にもしくは制度的保証を得る形で孫文に匹敵する権力を確立することを理想としたことに見出すことができる。しかし、軍事における権力をすでに確立していた蒋介石への政治権力の集中は、国民党内部では個人独裁と映り、危険視され、強く嫌悪されることとなったのである。

したがって、当然その一方は、蒋介石の権力掌握に対抗する勢力ということになる。彼らは常に集団で対抗する。この集団は時により周辺の政治勢力を巻き込み、その構成メンバーを変えるが、変わらなかった中核がある。その中核のメンバーのうち一貫していたのは、胡漢民・孫科、そして軍事的対抗要員としての馮玉祥であった。彼らの政治主張は、「独裁」に対抗するところの「民主（党内民主）」「集団指導体制」であった。

南京国民政府成立以来の権力構造の変遷は他稿⁽⁵⁵⁾で既述したので、詳述を避けるが、彼らが橋樑の指摘したように「孫文のプログラムに悖る」⁽⁵⁶⁾体制（訓政開始と同時の五院制の導入等）をとっても、党内調整を重んじたことは確かである。特に孫科は、国民政府におけるチェック・アンド・バランス機能の必要性を当初から主張していた。孫科はモンテスキューの三権分立を「温和な政府の実現」のための機能、「分権の道理」と規定し、「以権止権」「以毒攻毒」「惟殺止殺」「チェック・アンド・バランス」の政治効果があると説明した。また、辛亥革命以来中国の政治は「行政司法立法の三者が『軍権』の付属物になっている」と指摘し、「どのような

権力の独裁も防止しなくてはならず、「敵の権力を制止するためには、それに均しい権力を行使せざるを得ない」と述べた。そして、「三権分立に優る」孫文の五権分立の早期実現の必要性を説いたのである⁽⁵⁷⁾。

孫科のこのような主張が蒋介石の個人独裁を牽制するものであることは明らかである。孫科グループと蒋介石の権力闘争は1931年11月の蒋介石下野で一応の決着を見、その後は個人独裁を防止する政治機構と革命から建設に重心を移した政策が採られた。そのため、党員規定も大幅に改正された⁽⁵⁸⁾。この改正を端的に表すのが党員の階級構成の変化である。中国国民党はこの時期になると党員の「質」に強い関心を示すようになる。次に示す資料は中国国民党が党員募集にあたって、募集の出身「質量」の割り当てを規定したものである⁽⁵⁹⁾。

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 学界 | 100分の30 | 商界 | 100分の15 |
| 工界 | 100分の15 | 農界 | 100分の4 |
| 機関職員 | 100分の10 | 自由職業 | 100分の10 |
| 警察 | 100分の6 | その他 | 100分の10 |

この数値からは、国民党が必要とした党員の「質」がわかる。学界に含まれるのは専門家・知識人であったが、商界の資本家層、機関職員の役人層と合わせると半数以上を占めていた。国民党は彼らを党員とすることによって、国家建設の担い手としようとしたのである。その一方で、かつて「革命」の担い手として動員をかけていた労働者・農民に対する比率は極端に減少したことがわかる。当然、党組織もこのような情勢に合わせて変わっていったのである。

この時期の党組織改正の最も顕著な例は、区分部にみられる。最大の変化は（1）1区分部の成立に関して、これまで「居住地区分法」を採っていたが、これに「職業区分法」を追加容認したこと⁽⁶⁰⁾、（2）区分部に与えられた任務である党員の訓練の最重要課題が「所轄党員の知能」の向上、「職業知能の培養」「党員の職業化」⁽⁶¹⁾に置かれるようになったことにみられる。（1）に関して言えば、区分部は職業団体、学校、機関にも設置が可能となったが、同時に基本的に絶対的非公開組織となった。ここから

は、区分部が党団の役割をも兼ねるようになったことがわかる。国民党は従来の組織方法では地域的偏りと絶対数の不足を解消できないために、新たに既存の団体内に区分部を組織することによって、党組織の拡大を計ったのである。この方針によって、区分部数は確実に増大していったのである⁽⁶²⁾。

(2) に関して言えば、2つの側面が認められる。1つは、国民党の黨員に求められるようになったのは、何らかの専門知識を以て党に貢献することであり、「革命的経験」及び「革命的心情」は問われなくなったことである。また、もう1つは区分部が担った黨員の訓練が識字教育に代表されるようになったことである。1933年5月11日、中央執行委員会は「黨員識字教育実施辦法」を制定した。ここには「本党黨員で不識字者は、識字教育を受けなくてはならない」「黨員の識字教育は、地方の情況に合わせて、上級党部の指導と監督を受けて区分部あるいは区党部がその執行の責を負う」とある。国民党は「黨員の文盲全廃」を目指したが、当時人口の8割弱が不識字者であったことを考慮すると、この工作自体が国民形成を担う集団の創出を目標としたとすることができる。しかし、「黨員識字教育の必要経費は、区党部あるいは区分部がこれを調達する」「黨員識字教育は黨員工作の余暇の時間にこれを実施する」⁽⁶³⁾ という規定が、新規黨員に不識字者を入党させることを各区分部に躊躇させる結果となったことは想像に難くない。

以上述べてきた「職業区分法」の導入と「不識字者入党敬遠」傾向が農民・労働者の入党の減少をもたらし、一方で専門家の入党の増大を促したことは確かである。そして、彼らが国家建設に必要とされた法律・行政機構の整備等に大きく貢献したことも歴史的に評価されるべきことである⁽⁶⁴⁾。さらに、この傾向は小組という新しい組織の導入で拡大していったのである。

中国国民党において、小組の設立が決定したのは、1932年6月17日の中央執行委員会においてであった。小組設立の当初の目的は党部未成立の県において、予備黨員を訓練することであった⁽⁶⁵⁾。当時全国で1,890の県が

存在したが、そのなかで県党部の成立は僅か18%の348を数えるだけであった⁽⁶⁶⁾。したがって、残り82%の1,542の県に小組の設立が計画されたことになる。小組は3人以上の予備黨員によって設立され、省党部によって直接訓練・指導されることとなったのである。そして、訓練の最大の目的は「専門党務工作人材」の育成にあったのである。

小組の設立は、中国国民党の政治建設を考えるうえで非常に重要である。なぜなら、訓政の完成は本来県自治の達成にあった。そのため、国民党は1928年10月の党規約整備で県党部に大幅な権力を付託し、地方権力を集中させ、県自治を達成させようとしたのである。しかし、その後の県党部設立の伸び悩みが国民党をして小組設立に踏み切らせたのである。これは、県党部設立の断念を意味する。理論的には、この時点で県自治達成による「以党治国」の訓政の完成は挫折したことになる。

しかし、このような小組の役割は、1937年7月7日の日中戦争勃発、国民政府による「抗戦建国綱領」の採択、蒋介石の国民党総裁への就任で大きく変化する。蒋介石は31年11月の下野から総裁復帰の間、常に国民党中央の政策への不満を表明してきた。最大の不満は、党が大衆から大きく遊離していくことと黨員が黨員としての責務を果たさないことであった⁽⁶⁷⁾。「抗戦建国」は文字どおり「抗戦」と「建国」の併存を意味する。党内的に言うと、建設を優先させようとするいわゆる「党内民主グループ」と、あくまでも「革命路線」を推進しようとする蒋介石との妥協を意味していたが、日中戦争の激化とともに権力は蒋介石へと傾いていったのである。

そのような傾向を受けて、中国国民党の党規約も大きく変化していく。黨員に関しては、他稿で既述したのでここでは党組織について分析する。蒋介石が最初に着手したのは、黨員が必ず区分部あるいは小組に従属し、党費を支払うことであった⁽⁶⁸⁾。1931年の党規約改正以来、黨員の負担は軽減され、所属党部を持たない黨員も多数存在するようになった。当然、ここには党費の未払いという問題も深刻に起きていたのである。

このような「過去の欠点を検討」し、「組織を健全」化するため、1938年の臨時全国代表大会後、蒋介石は「今後各級党の会議は必ず举行し、1

党員は均しく区分部に従属することを確定し、党費を納入し、並びに区分部会議及び小組会議に参加しなくてはならない」と訓示した⁽⁶⁹⁾。そして、区分部は党の基本組織であり、党員と密接な関係を構築するための機関であることが再確認された。さらに区分部に与えられた任務は「優良な革命分子」の育成に復歸したのである⁽⁷⁰⁾。

さらに、蒋介石は組織に関する詳細な指示を与えている。要点は以下のとおりである。(1) 県以下党部の組織の充実。区党部・区分部は未公開組織とし、対外的に秘密とすること。党員は個人の身分で内外活動を行い、小組会議を挙行し、上級党部の決議を伝達及び執行し、党団を組織すること。(2) 孫文の建国大綱を実現するため、県自治の完成に力を集中すること、これまで、中央の政策においては、中央と省の両級に人材が集中し、県以下のレベルはなおざりにされていた。今後は党と政府の完全に一致した地方行政を打ち立てるべきこと。そのために、県政府の県長、県党部の書記長及び軍事訓練員と県政府の教育科長が密接に連携して全県で毎週1回会議を挙行すること、(3) 党の工作と地方の民衆の自衛・自治・公共福利の事業とを完全に一致させ、党からの民衆の遊離をくい止めること、(4) これらの目的を迅速に達成するため、各方面に党団の力量を充分に運用すること。これまで職業あるいは機関の工作分子は必ずしも積極的ではなかったため、今後は彼らを熱心に前進するよう激励すべきこと、党団を運用して党員と党との密接な関係を構築すべきこと、である⁽⁷¹⁾。ここには、蒋介石が、孫文の国家建設プログラムをあくまでも定式どおりに推進するための軌道修正をしようとしていること、党と民衆との関係が希薄になったことにかかなりの危機感を持っていること、そして、1929年以来姿を消していた党団を復活させ、党工作の中心に据えようとしていることがわかる。

このような蒋介石の意向を受けて、各党部組織の改編が進められた。区分部組織法(1938年10月6日中央常務委員会通過)は以下のようである。

1. 区分部は本党の基本組織であり、すべての党員は必ずそれぞれに分かれて参加し、期日どおりに会議に参加しなくてはならない。

2. 区分部の組織は秘密方式を採り、党員が従事する機関あるいは住宅内で執務され、対外的には公開されない。
3. 区分部の区分単位は党員の住所を以て為すを標準とするが、党政機関・生産機関・各級学校内の党員において、集会・訓練・考査に便利と判断される場合、各該機関あるいは学校に若干の区分部を設立するを得る。
4. 1区分部は少なくとも党員5人を有して初めて組織するを得る。党員の人数が20人になった場合は、2個の区分部に分けるを得る。(以下省略)⁽⁷²⁾

ここからは、区分部の組織化が基本的には「居住地区分法」を採ることに復帰したことがわかる。蒋介石は、区分部の「職業区分法」の導入が、党と大衆を離反させ、党員が党の活動に参加しなくなった最大の原因とみていたのである。しかし、このことは、ようやく拡大化していた区分部の組織化を停止させることとなったのである。

この時期の党組織改革の最大の特徴は、小組の役割の増大にみられる。これより「党員は区分部の党員大会に参加する外、小組を組織し、並びに小組会談を挙行」することが義務づけられるようになった。また、「原則として1党員は1小組に加入する」「小組の人数は5人から10人を限度とする」ことが決定されたのである。そして、小組会談の題材は「総理遺教」「総裁訓示及び言論」「本党政綱政策の実施辦法」「党務の推進」「政治経済及び社会問題の研究」「国際情勢の研究」「党員工作与生活の相互批評及びその改進辦法」「徳性の修養・技能の増進に関する事項」に決定されたのである。最後に、最も重要な点は、小組は県党部に直属となったことに見出すことができるのである⁽⁷³⁾。

すなわち、1938年から小組は実質的に中国国民党の最基層組織となり、県党部に直属となったことで、蒋介石の推し進めようとした県自治達成の基盤となったのである。また、小組の教材に孫文の遺教とともに「総裁訓示及び言論」が入れられたことで、蒋介石の個人的権威を党員に浸透させる役割を担うものであった。その陰で区分部は、33年から大部分が「職業

区分法」に頼っていたために、実質的効力を失い、形骸化していったのである。すなわち、蒋介石は党組織の原則を復活させることで既存の党組織を空洞化し、新たに小組を充実させることで、自らの権力を浸透させるとともに、蒋介石の国家建設の理念型の実現を目指したのである。結果的に言うと、中国国民党の党組織建設は38年において振り出しに戻り、一からのスタートを切ることになったのである。

さらに、中国国民党は小組の充実に専念し、1939年3月23日、中央常務委員会で「小組訓練綱領」を採択した。それは、前文から始まり全35条からなる極めて詳細なものであった。前文には、「区分部は本党の基本組織であるが、人数が多すぎるため、党員の訓練工作に関しては、実行が困難であった。故に中央は小組会談辦法を公布し、以て救済を謀った」として、小組の役割を明記した。また、「小組は党の細胞であり、機械の中の発動機のようなものである。必ずや各行政機構・各種団体組織に深く入り込み、党の力量を発揮し、党員訓練の実効を収めなくてはならない」⁽⁷⁴⁾として、小組が新たに基本的に党の基層組織となったこと、党政一致の政治機構を構築するための重要な役割を果たすことを公布したのである。

本綱領の最大の特徴は、小組組織が「全国の保甲中に遍く設立」され、「中央の一切の政令を下層民衆に直達する」ことで、「党政関係は自ら表裏一体の効力を発揮できる」⁽⁷⁵⁾と明記したことに見出すことができる。すなわち、中国国民党はここに至って初めて農村に党組織を設立し、国家機構のなかに組み込むための制度を整えたと言いうことができるのである。しかし、時はすでに日中戦争の真っ直中にあり、国民政府は戦時体制への突入を余儀なくされたのである。

第5章 結 語

1942年3月29日国民政府は「国家総動員法」を公布、5月5日に施行し、行政院内に国家総動員会議を設置して各層の行政機構すべてを戦時体制に組み込むことを決定した。それに合わせて、中国国民党も「党の国家総動

員に対する任務」を發表し、「今後中央各部主官、各省主席、省党部委員、書記長は必ずや大部分の時間を費やし、最も熱烈で積極的な行動を以て全国総動員の工作を推進しなくてはならない」として、党も組織を挙げて戦時体制を支えることを公布した。同時に、今後各党部の「本党政策の推行」と「各機関団体内の黨員」においては、「党団を運用して応じる」ことが決定されたのである⁽⁷⁶⁾。そして、この体制は基本的には内戦期にも引き継がれたのである。

以上述べてきたように、党建設の基本となるべき、また理論的には南京国民政府の国家建設の基盤ともなるべきであった中国国民党の基層組織は、中央の権力抗争と中国が置かれた客観的政治情勢のために、その編成と役割の変遷を余儀なくされた。区分部に与えられた任務は「革命」から「建設」へ、そしてまた「建設」から「革命」へと変遷し、組織の在り方も一定ではなかった。1938年から党の実質的最基層組織となった小組には、大衆（特に農民）に浸透していくための体制と国家建設の基盤ともなるべき役割が与えられたが、日中戦争の激化のため、結果的にはほとんど機能せずに抗戦に組み込まれていった。内戦期については拙稿「中国国民党における黨員と党費問題にかんする考察」で既述したように、黨員に対する過重な党工作与資金援助に対する負担が黨員の大量離脱を招き、基層組織の崩壊をも結果的に招いた。

大陸における中国国民党の失敗の原因の1つは、「以党治国」を党是とし、孫文の「建国大綱」を遺教として守りながらも、その実現を担うべきであった党組織の建設に関して、一貫した政策を実施できず、持続的・実質的成果を上げることができなかつたことに見出すことができるのである。

(注)

- (1) これは、チャルマーズ・ジョンソンが唱えた説である。共産党の勝利の原因を、共産党による農民の動員と「農民ナショナリズム」に求めたものであり、一定期間、欧米日の中国近代史研究における毛沢東の歴史評価を作り上げていた説である。Chalmers A. Johnson, *Peasant Nationalism and Communist Power—The Emergence of Revolutionary China 1937-1945*, Stanford University Press: Stanford, 1962.

- (2) この説は、マーク・セルデンがチャルマーズ・ジョンソンへの批判として出したものである。共産党の勝利の原因を「農民ナショナリズム」というエモーショナルなものよりも、むしろ土地革命という現実的経済効果に求めるものである。Mark Selden, *The Yen-an Way in Revolutionary China*, Harvard University Press: Cambridge, 1971 (邦訳、マーク・セルデン『小林弘二・加々美光行訳』『延安革命——第三世界解放の原点』、筑摩書房、1976年)。
- (3) これは、フランスの中国研究者ルシアン・ピアンコの主張で、チャルマーズ・ジョンソンの言う「農民ナショナリズム」の限界を指摘すると同時に土地革命の矛盾をも指摘している。ピアンコは国民政府の外交、軍事戦略の失敗など多角的視点を提供した。Lucien Bianco, *Les origines de la revolution chinoise*, Editions Gallimard, 1967 (邦訳、ルシアン・ピアンコ〔坂野正高訳〕『中国革命の起源1915-1949』、東京大学出版会、1989年)。
- (4) これは、アメリカの国務省が内戦終結直前の1949年8月5日に発表したいわゆる「中国白書」として定着している外交文書の提示した説である。ここでは、国民政府は腐敗による経済破綻のために自壊したと主張されている。蒋介石はこの内容を知り、「中国の新たな恥の始まりである」と悲憤したと言われる。正式名は、*United States Relations with China, with special reference to the period 1944-1949*, Department of State Publication 3573, Far Eastern Series 30である (邦訳、アメリカ国務省『中国白書』、朝日新聞社、1949年)。
- (5) 党员規定に関しては、抽稿「中国国民党の党员と党費問題にかんする考察」『東洋学報』第81巻第4号、2000年3月参照。
- (6) この会議は、一全大会が開催されたのと同じ会場である高等師範で、廖仲愷主導の下で行われた。——『中国国民党週刊』1923年11月25日。
- (7) 全文が『中国国民党週刊』1923年11月25日にある。
- (8) 「中国国民党の研究」(2)、『東亜』第14巻第6号、1941年、126-127ページ、第1表「国民党省市党部統計」。
- (9) 「今後宣伝工作應當注意的は什份?——李遠大十二月二十六日在市党部招待新聞記者講演詞全文」『華北日報』1929年12月27日。
- (10) 「市(北平市-筆者注)指委会 総理記念週——李遠大作党務報告」『華北日報』1929年12月31日。
- (11) 北伐完成当時、政治的・軍事的に国民党の支配が直接的に及んでいた地域は、浙江・江蘇・福建・陝西・甘肅省であった。東洋協会調査部編『中華民国政治勢力の現状』(調査資料第一輯)、東洋協会、1935年、12-13ページ。
- (12) 中国国民党広東省執行委員会編『区分部執行委員須知』、1927年、2-3ページ。
- (13) 同上、5-10ページ。
- (14) 同上、12ページ。
- (15) 同上、13ページ。
- (16) 同上、23-27ページ。
- (17) 『中国国民党的組織法』(党化小叢書之六)、上海大東書局、1928年、23ページ。
- (18) 同上、28ページ。
- (19) 同上。
- (20) 『国民党組織沿革』、出版社不詳、1929年、7ページ。
- (21) 李委員鴻文主席「報告省政」『華北日報』1929年12月24日。
- (22) 「一年來河北省党務概況」『華北日報』1929年12月31日。
- (23) 『国民党組織與訓練』(訓政叢書之四)、民徳書局、33-34ページ。
- (24) 同上、36ページ。
- (25) 「中宣部頒行下級党部宣伝方案——對於区党部区分部宣伝方略指示無遺」『華北日報』1930年1月6日。

- (26) 「十九年元旦敬告河北省革命同志書——河北省党務整理委員會宣傳部」『華北日報』1930年1月6日。
- (27) 拙稿「南京国民政府の北方への権力浸透について」(『東方学』東方学会、1994年1月)において、この問題に言及している。
- (28) 「三民主義的国家観」、山西省党部宣伝部編『三民主義の理論と発揚』、山西党聲週刊社、1928年、48-52ページ。
- (29) 武漢政治分会秘書処『中央政治會議武漢分会月報』第1巻第1期、1928年7月、1ページ。
- (30) 同上、第1巻第4期、1928年10月、1-3ページ。
- (31) 同上、第2巻第1期、1928年11月。
- (32) 同上、第1巻第1期、1928年7月、1、5-9ページ。
- (33) 同上、第1巻第3期、1928年9月、31-32ページ。
- (34) 「民運特派員条例」『華北日報』1929年12月21日。
- (35) 「中国国民党改組宣言」『国民党週刊』第1期、1923年11月25日。
- (36) 謝英伯は、1917年、孫文に従い広州に渡り、大元帥府の創設に加わり、大元帥府秘書に任ぜられる。国共合作には、のち反対の立場を表明するようになり、西山會議にも出席する。嵯峨隆「謝英伯」、山田辰雄編『近代中国人名辞典』、霞山会、1995年、943ページ。
- (37) 謝英伯「党団の効力及運用」『国民党週刊』第1期、1923年11月25日。
- (38) 「中国国民党章程草案」『国民党週刊』第1期、1923年11月25日。同草案は、『嚮導週報』第50期(1923年12月29日)にもみられる。
- (39) 1924年9月「中共中央、青年團中央關於民校工作合作辦法」、中央檔案館編『中共中央文件選集』第1冊、中共中央党校出版社、1988年、297ページ。
- (40) 「關於『工会運動與共產党』の議決案」、同上、82ページ。
- (41) 史永「回憶大革命前後的寧波党団活動情況」、中国人民政治協商會議浙江省委員會文史資料研究委員會編『浙江文史資料選輯』、第15輯。
- (42) 周新民「安徽省党団の建立和活動」、政協安慶市文史資料研究委員會・安慶市編史修志辦公室・安慶市檔案館編『安慶文史資料』第2輯、安徽人民出版社、1981年9月。
- (43) 宋偉年「安慶党団活動的片断」、同上。
- (44) 孫集志「安慶党団活動概況」、同上。
- (45) 黃坤盛「廈門早期党団組織歸屬問題探討」、中共廣東省委党史資料徵集委員會・中共廣東省委党史研究委員會編『廣東党史資料』、廣東人民出版社。
- (46) 同上、272ページ。
- (47) 「对于組織問題之議決案」、前掲『中共中央文件選集』第1冊、381ページ。
- (48) 「組織問題議決案」、同上第2冊、1989年、184-185ページ。
- (49) 前掲、黃坤盛論文、276ページ。
- (50) 同上、277ページ。
- (51) 「党団」『国民党組織與訓練』(訓政叢書之四)、民徳書局、1927年、28-30ページ。
- (52) 「中国国民党総章」は「中国国民党章程草案」を基に作成され、1924年1月28日、一全大会の會議上で採択された。
- (53) 「党団的組織法」、丁丁編『中国国民党的組織法』、上海大東書局、1928年。
- (54) 『中国国民党年鑑(民国十八年)』、585ページ。
- (55) 拙稿「南京国民政府の中央権力機構の変遷と蒋介石」、小島朋之・家近亮子編『歴史の中の中国政治』、勁草書房、1999年及び拙稿前掲「中国国民党における党員と党費問題にかんする考察」。
- (56) 橋樑「国民政府組織法批判」『協和』1928年10月3日。
- (57) 孫科「五憲法の精義」『華北日報』1929年1月1日。

- (58) この点に関しては、拙稿前掲「中国国民党における党员と党費問題にかんする考察」で分析した。
- (59) 中国国民党中央執行委員会西南執行部秘書処編『西南党務月刊』第43期、1935年7月、3ページ。西南執行部は、1931年12月30日に開催された広州国民政府臨時會議において、広州中央党部の代わりに設立されたもので、当時中央政策の発信地となっていた。『西南党務月刊』は西南執行部の機関誌であった。
- (60) 「改善縣市以下党部組織暨活動方式实施方案」『中国国民党年鑑（民国二十三年）』第3編「組織」、(丙)40ページ。
- (61) 「区分部訓練工作实施綱領」『中国国民党年鑑（民国二十三年）』第2編「党员」、(乙)43ページ。
- (62) 各年の区分部数の統計に関しては、「各省党部所属下級党部及党员数目一覽」、李雲漢主編『中国国民党党務發展史料——組織工作（上）（下）』、中国国民党中央委員会党史委員会、1993年、参照。
- (63) 「党员識字教育实施辦法」『中国国民党年鑑（民国二十三年）』第2編「党员」、(乙)64ページ。
- (64) この問題に関しては、拙稿前掲「中国国民党における党员と党費問題にかんする考察」で分析した。
- (65) 「特殊縣份予備党员訓練辦法」『中国国民党年鑑（民国二十三年）』第2編「党员」、(乙)72ページ。
- (66) 数値は前掲「各省党部所属下級党部及党员数目一覽」（李雲漢主編『中国国民党党務發展史料——組織工作（上）』）、436ページ別表より算出した。
- (67) 拙稿前掲「中国国民党における党员と党費問題にかんする考察」、17ページ。
- (68) 「中央對於每一党员均確定隸屬区分部之決議」（1938年4月6日中央執行委員会）、中央組織部編『党员総報到手冊』（党内刊物）、1938年7月、1ページ。
- (69) 同上、2ページ。
- (70) 同上、3ページ。
- (71) 「臨全大会後総裁對於改進党務有關区分部部份之訓詞」、同上、15-20ページ。
- (72) 「区分部組織法」『党務法規彙編』第3編「各級党部組織」、出版年等不詳、31-33ページ。「区分部組織法」は全部で23条からなる。
- (73) 「小組会談辦法（1938年5月31日中央常務委員会通過）」、同上、35-37ページ。
- (74) 「小組訓練綱領」、同上、115ページ。
- (75) 同上、116ページ。
- (76) 中央秘書処「党对国家総動員の任務」『中央党務公報』第4巻第20期、1942年10月16日、11ページ。